

2025 年度海外留学支援制度 学部学位取得型

募集要項

※この募集は、2025 年度予算の成立を前提に行うものです。



独立行政法人

日本学生支援機構

目 次

I 海外留学支援制度の基本方針

1. 趣旨・目的
2. 派遣学生の定義
3. 本奨学金等の財源

II 採用実施日程

III 支援対象となる留学計画

1. 対象分野及び課程
2. 対象国
3. 留学先大学
4. 支援期間
5. 支援期間の開始と終了

IV 資格要件

V 支援予定人数

VI 支援内容

1. 奨学金月額
2. 奨学金の支給方法
3. 他奨学金との併給

VII 応募方法

1. 事前登録
2. 応募書類の準備
3. 応募書類
4. 提出の際の注意事項
5. 応募書類の提出期間

VIII 審査方法

1. 第一次審査
2. 第二次審査
3. 採否結果
4. その他

IX 採用後の重要事項

1. 採用登録
2. 事前オリエンテーション
3. 各種報告書等の提出
4. 採用の取り消し
5. 支給の休止

X その他

1. 留学中の安全管理
2. 個人情報の取扱い
3. 応募書類等提出先及び本件照会先
4. 留学先地域による奨学金月額(別紙1)
5. 日本において、高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧(別紙2)
6. 各語学能力試験の CEFR との対応表(別紙3)

I 海外留学支援制度の基本方針

1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(学部学位取得型)(以下「本制度」という。)は、日本から諸外国(地域)に所在する大学(以下「留学先大学」という。)へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、国費により学修活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国(地域)との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生等の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

2. 派遣学生の定義

本募集要項(以下、「募集要項」という。)において「派遣学生」とは、学士の学位を取得するために留学(日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学を除く。)する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程に在籍する間、本制度により学修に必要な経費の支援を受ける者としてします。

3. 本奨学金等の財源

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 38 年8月 27 日法律第 179 号)の適用を受けます。

従って、不正な手段により補助金(奨学金等)の交付を受けた者、又は補助金(奨学金等)を他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が科されることがありますので、「募集要項」や後日掲載予定の「手続の手引」等に定める規定や手続きを遵守してください。

II 採用実施日程

「募集要項」は 2025 年4月1日から 2026 年3月 31 日までの間に留学を開始するものを対象とし、以下の日程で採用等の手続を行います。

項目	日程
応募事前登録	2024 年9月2日(月)～10月8日(火)13時(日本時間)まで【厳守】
応募書類提出	2024 年9月 17 日(火)～10月 10 日(木)13時(日本時間)必着 (発送物は 10 月 10 日(木)必着)
第一次審査(書面審査)	書面審査結果は、2025 年1月上旬を目途に、応募者(全員)宛に通知
第二次審査(面接審査)	第一次審査(書面審査)合格者に対してのみ、面接審査実施 面接日:2025 年 1 月 25 日(土)又は 1 月 26 日(日)
採否結果	2025 年3月上旬を目途に通知
採用決定後の手続き	2025 年3月 19 日(水)までに、手続き書類提出
事前オリエンテーション	採用者を対象に、2025 年3月実施予定

III 支援対象となる留学計画

1. 対象分野及び課程

学士の学位取得が可能な分野(芸術の実技分野を除く。)及び課程。

※学士・修士一貫課程について、本制度では、学士の学位が授与される場合に限り、学士の学位取得にかかる期間を支援します。

※本制度では、通信・遠隔教育により提供される課程は支援対象外です。

2. 対象国

第1項について学位取得が可能な大学が所在する諸外国(地域)。

3. 留学先大学

(1)対象となる大学

学士号が取得できる諸外国(地域)の大学。

(2)大学入学準備コースについて

本制度でいう「大学入学準備コース」とは、原則、留学先国・地域の教育制度が日本と異なることにより、当該国・地域において日本からの学部(学士課程)入学希望者に対し、入学前に修了することを義務づけられているコースを指します。当該コースの在籍期間は支援期間に含まれます。ただし、留学開始時(支援期間開始時)に申請書類に記入した第1希望～第4希望のうち、いずれかの留学先大学における学士課程の(条件付き)入学許可を得ていることを支援開始の条件とします。また、当該コースの延長はできません。

大学入学準備コースに入学する場合は、支援期間開始までに大学入学準備コースへの入学許可書と、当該コース修了後に学士課程への入学が許可される旨が記載されている許可書の両方(一通の文書にまとめられていても構いません。)を入手し、提出してください。

《注意》「募集要項」において、「大学入学準備コース」と記載している事項以外は学士課程と同様の取り扱いとします。

(3)その他注意事項

- ①短期大学や専修学校の専門課程、コミュニティカレッジ等に入学し、その後、大学に編入学して学士の学位取得を目指す場合については、本制度に応募できません。
- ②支援期間中に他大学に転入学することは、原則認めません。

4. 支援期間

(1)支援期間は原則4年です。

(2)注意事項

- ①学位取得のために定められた修業期間を限度とし、支援します。(当該修業期間は正規課程の学生として、その課程で学位取得のために必要と定められている在籍期間で、その大学に在籍できる最長の期間(在学年限)のことではありません。正規課程とは学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程を指します。)
- ②入学時の段階で、学士課程及び大学入学準備コースの履修中に、学位取得に必須となる正規の授業の一環として就業経験を行うと定められている場合は、当該期間も含めて支援期間とします。
- ③学士課程及び大学入学準備コースで学修活動を開始する前に、語学学校や語学コース(ESL等)で行う語学研修期間等については、支援期間に含めません。
- ④支援期間の延長は、原則認めません。
- ⑤支援期間中の休学は、原則認めません。
- ⑥支援期間中に退学する場合は、本制度による支援を終了します。

5. 支援期間の開始と終了

(1)支援の開始

2025年4月1日から2026年3月31日までの間で、留学先大学が所在する諸外国(地域)において、学士課程あるいは大学入学準備コースにおける一年次の授業の開始月から支援を開始します。

※2026年3月31日までに学士課程又は大学入学準備コースに入学し、授業が開始されたことを確認できない場合は採用を取り消します。

※新入生オリエンテーションや履修登録の期間は、支援期間に含めません。

※応募者は、各自で留学先大学からの入学許可を取り付けるとともに、留学に必要な査証を自身で取得してください。入学許可若しくは査証の取得に日数を要したことにより、2025年度中(2025年4月1日から2026年3月31日まで)に学修活動を開始することができない場合は、派遣学生としての採用を取り消します。

(2) 支援の終了

支援の終了は「4. 支援期間」内で学籍がある期間内で、留学先大学における学位取得のための学修活動が終了する月までとします。

IV 資格要件

次の(1)～(18)に掲げる全ての要件を満たす者とします。

《応募時に満たすべき要件》

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)

※「募集要項」でいう「日本人学生等」には、日本国籍を有する者の他に日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)を含みます。

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者

ア. 留学期間終了後、将来的に大学や研究機関等において、日本の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者

イ. 留学期間終了後、将来的に国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者

ウ. 留学期間終了後、将来的にその他の機関において、ア又はイに類する活動を行う意思を有する者

(3) 国費による本制度の支援を受けて、自身が留学で得た経験や成果を将来にわたって日本社会に還元し、国や社会に貢献する者で、かつ機構が依頼する各種イベントへの参加、書籍への執筆、調査等に協力する者

※留学先での日本のPRの実施や日本での留学報告会、留学経験を踏まえた社会貢献活動に参加することも含まれます。これらの活動状況については、支援期間中及び支援期間終了時から5年間、年に1回実施する派遣学生状況調査において報告する義務があります。

(4) 応募締切時までに、国内外の高等教育機関(大学院、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)、専修学校の専門課程)及び諸外国(地域)の大学入学準備コース等に在籍したことがない者

(5) 応募時において、日本に居住している者

(6) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア. 日本の学校教育法に基づき設置された高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校の第3学年の課程)を応募締切時において卒業若しくは修了後3年以内の者、又は支援期間開始までに卒業若しくは修了する者

イ. 文部科学省が指定した外国人学校を応募締切時において修了後3年以内の者、又は支援期間開始までに修了する者

※高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧は、別紙2を参照してください。

ウ. 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE Aレベルを応募締切時において取得後3年以内の者、又は支援期間開始までに取得する者

エ. 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育施設の12年の課程を応募締切時において修了後3年以内の者、又は支援期間開始までに修了する者

オ. 文部科学省が実施する高等学校卒業程度認定試験の合格者、又は支援期間開始までに合格見込みの者

※「合格見込みの者」とは、応募時において「合格見込成績証明書」が交付されている者を指します。

カ. 在外教育施設(高等部)の課程を応募締切時において修了後3年以内の者

キ. 日本の高等学校等に相当する外国の教育制度による課程を応募締切時において修了後3年以内の者、又は支援期間開始までに修了する者

※2021年10月10日以前に上記の教育機関を卒業(修了)又は外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE A レベル資格を取得した場合、応募できません。

(7) 上記(6)の高等学校等の長から推薦状を取得できる者(高等学校卒業程度認定試験の合格(見込み)者を除く。)

(8) 留学先大学での主たる使用言語の能力が、次に掲げる水準以上である者

① 留学先大学での主たる使用言語が英語である者

応募時までに受験した英語能力試験の得点で、TOEFL iBT (Internet-based Test)の得点が80点、又はIELTS 6.0(Academic Module Overall Band Score)以上の水準を満たす者

② 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者

応募時までに受験した主たる使用言語の語学能力試験の得点が、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)B2レベル以上である者

※留学先大学が求める語学能力にかかわらず、上記基準を満たしていることが応募の条件となります。

(9) 応募時までに在学した全ての高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.7以上に相当する者

※複数の高等学校等に在学している場合は、次のように評定平均値を算出してください。

→各高等学校等の評定平均値を全て足した値÷在籍する(在籍した)高等学校等の学校数

※諸外国(地域)の高等学校等の場合、成績の計算方法として、weightedとunweightedがあります。本制度では、応募者が在籍する(在籍した)高等学校等における評定平均値を確認することを目的としているため、成績の計算方法は指定しません。

※高等学校卒業程度認定試験合格者及び合格見込みの者は「高等学校卒業程度認定試験成績計算書」(様式ホ)により、成績を算出してください。

(10) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者

(11) 家計支持者の令和5(2023)年の所得金額(父母が共働きの場合は父母の合算額)が、2,000万円以下である者

(12) 留学中の本人に代わり、日本国内で、確実に事務手続き等の連絡を取り、安全確認等を行うことができる連絡人を有する者

なお、国内連絡人は、原則として、以下①～④全てを満たす者とします。

① 日本国内に居住する3親等内の成人した親族(両親、祖父母、叔父・叔母等)、又は親権者が国内連絡人として認めた者

② 派遣学生からの相談等に適切に対応できる者

③ 派遣学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者

④ 日本語での事務手続きに対応できる者

《支援開始までに満たすべき要件》

(13) 支援期間開始までに留学先大学の入学許可を得ることができる者

※留学先大学の入学許可は、「条件付」のものは認められません。

(14) 留学に必要な査証を得ることができる者

(15) 支援期間開始時に、大学、企業等に雇用されていない者。

《その他要件》

- (16) 支援期間開始時から終了時までの間に、留学先以外の大学又は大学入学準備コース、短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校及び外国の教育制度においてこれらに相当する課程に在籍していない者
- (17) 支援期間中において報酬等を伴う労働等を行わない者。ただし、以下の条件を満たす場合に限り、当該労働等を行うことに係る報酬等を受給することを認める。
- ・支援期間中は、学位取得に向けた学修の遂行に専念できること
 - ・当該労働等により学修の遂行に支障が生じ成績不良となったり学位取得が遅れたりしないこと
- ※留学先国・地域における当該労働に必要な査証や資格等にかかる法令の規定については必ず各自で確認のうえ順守してください。
- (18) その他、機構理事長が必要と認める条件を満たす者

V 支援予定人数

未定(参考: 2024年度採用人数 100名)

VI 支援内容

支援期間中、派遣学生に対して、奨学金を支給します。これらの支援額については、2025年度予算の成立状況により変更する場合があります。

1. 奨学金月額(2024年度実績)

留学先の国・地域により異なります。詳細は別紙1を参照してください。

区分	奨学金月額	主な国・地域
A	326,000 円	カナダ・アメリカ合衆国・英国・シンガポール
B	282,000 円	オーストラリア・ニュージーランド
C	268,000 円	オランダ
D	224,000 円	
E	218,000 円	
F	174,000 円	中国・大韓民国
G	168,000 円	フランス・ドイツ
H	124,000 円	

※新規採用者に対し、支援開始時に渡航支援金 16 万円を支給する。

2. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、派遣学生の本人名義である日本国内の金融機関の口座へ送金します。奨学金は、毎月在籍確認を行った上で、支給します。

3. 他奨学金との併給

日本学生支援機構の貸与奨学金を含む他の奨学金等との併給は可能です。ただし、他の奨学金等支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

VII 応募方法

1. 事前登録

応募はオンラインシステム(以下「学位応募システム」という。)で受け付けるため、応募者は事前登録をする必要があります。事前登録は、以下のホームページから行ってください。登録されたEメールアドレス宛に学位応募システムの ID とURLが送信されますので、応募者自身でパスワードを発行してください。学位応募システムにログインの上、機

構が指定する応募書類を提出してください。

①事前登録ページ

<https://jasso-gakuiryugaku.snar.jp/entry.aspx?entryid=d8314dc1-7489-4d53-b197-bcb2f3f366cd>



②事前登録期限

上記「Ⅱ 採用実施日程」を参照

※事前登録期限は応募書類の提出締切日よりも早いので注意してください。

※事前登録なしには、応募できません。

2. 応募書類の準備

応募書類は、「2025 年度海外留学支援制度(学部学位取得型)申請の手引～Q&A と注意事項～」(以下「申請の手引」という。)に従って、準備・作成してください。

「申請の手引」及び応募書類の各様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/gakubu/2025.html

3. 応募書類

＜＜応募者が作成又は準備(入手)するもの＞＞

- ① 応募者の顔写真(JPEG 形式)
- ② 願書(様式1)
- ③ 留学先大学等情報【第1希望～第4希望】(様式2-1～様式2-4)(日本語で作成)
※留学希望先は最大4校まで記入できます。
※第1希望～第4希望以外に志望校がある場合、様式2-5～様式2-8に第5希望～第8希望の志望校を記入してください。関連資料の添付は不要です。採用後にやむを得ず第4希望までの大学に進学できない場合、第5希望～第8希望に記入した進学先に限り、留学先の変更の審査(再審査)を認めることとします。
- ④ 留学を志す理由・留学計画・学位取得後の進路計画(様式3-1a～様式3-3a、様式3-1b～様式3-3b)(日本語及び留学先での使用言語で作成)
- ⑤ 日本社会への貢献について(様式4)(日本語で作成)
- ⑥ 留学をテーマとした自己PR(様式5)
- ⑦ ③(留学先大学等情報【第1希望～第4希望】)の根拠書類
- ⑧ パスポートの写し(または在留カード(両面)の写し)及び 2024年9月1日以降発行の住民票(写し)
- ⑨ 語学能力試験証明書(写し)
※別紙3に記載されていない語学能力試験については、CEFR との対照表を提出してください。
※次の場合は「語学運用能力証明書」(様式イ)を提出してください。
 - ・主たる使用言語について、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)と対照できる語学能力試験が全く存在していない場合
 - ・別紙3に記載されていない語学能力試験で、CEFR との対照表が存在していない場合
- ⑩ 家計支持者(父・母、並びにこれに代わって家計を支えている者がいる場合は当該人物)全員分の市区町村役場発行の2023年分の所得証明書(写し)

⑩ 【該当者のみ】2023年分所得金額証明書(様式チ)

- ※提出ができないやむを得ない理由がある場合及び⑩に含まれない所得がある場合に提出してください。父・母のうち、どちらか(又は両方)が不在の場合も提出してください。
- ※⑩の2023年分の所得金額証明書には、父・母のうち、どちらか(又は両方)の所得証明書が提出できないのかとその理由及び、所得がある場合はその所得金額を記入してください。

上記の応募書類において、提出書類の記載言語に指示があるもの以外、日本語以外で記載された書類には、和訳を添付してください。

〈〈応募者の在籍又は卒業高等学校等に作成や準備を依頼するもの〉〉

⑫ 高等学校等の概要を証明する書類【該当者のみ】

※Ⅳ項(6)に該当する資格に応じ、以下に指定する書類を提出してください。

- ・Ⅳ項(6)エに該当する者
当該学校が国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育機関であることを証明する書類
- ・Ⅳ項(6)カに該当する者
当該学校が在外教育施設であることを証明する書類

※いずれも当該学校長が発行することが望ましいですが、学校長による発行が困難である場合、応募者自身が証明する書類を作成しても構いません。

⑬ 卒業証明書等(写し)

⑭ 成績証明書等【推薦状提出フォームから提出】

※Ⅳ項(6)に該当する資格に応じ、下表に記載する⑬卒業証明書等及び⑭成績証明書等について、「 」内で指定した書類を提出してください。

※いずれも、日本語又は英語で作成されたものに限ります。

※成績が5段階評価によるものではない場合、高等学校等の長に「成績証明書【5段階評価換算用】」(様式ハ)の作成を依頼してください。

※応募者は、郵送にて⑭調査書又は成績証明書を提出する場合、開封せずに厳封のまま提出してください。高等学校等に郵送での提出を依頼する場合も、同様に厳封のまま提出するよう依頼してください。

◆下表について、該当する資格が複数ある場合は、該当する書類を全て提出してください。

応募資格		⑬ 卒業証明書等(写し)	⑭ 成績証明書等	備考
ア	日本の学校教育法に基づき設置された高等学校等卒業又は修了(見込み)者	「卒業(見込み)証明書」 又は 「修了(見込み)証明書」	「調査書」	※高等学校等の都合により、「調査書」が発行されない場合に限り「成績証明書」を提出してください。 ※応募時において高等専門学校第3学年を修了している場合、「第3学年修了後、退学したことを証明する書類」を併せて提出してください。
イ	文部科学省が指定した外国人学校修了(見込み)者	「修了(見込み)証明書」	「成績証明書」	—

応募資格		⑬ 卒業証明書等(写し)	⑭ 成績証明書等	備考
ウ	国際バカロレア資格・アビトゥア資格・バカロレア資格・GCE Aレベル資格取得(見込み)者	a 及び b いずれも提出 a.「高等学校等の修了(見込み)証明書」 b.「資格取得(見込み)証明書」(写し)	「成績証明書」	※「成績証明書」は、各資格の成績(見込み)証明書ではなく、高等学校等の長が作成した高等学校等の「成績証明書」を提出してください。 ※「資格取得証明書」は、国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格又は GCE Aレベル資格のいずれか該当するものを提出してください。見込み者の場合は、卒業予定の高等学校等の長が作成した「資格取得見込み証明書」(様式任意)を提出してください。
エ	国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI)の認定を受けた教育施設の12年の課程修了(見込み)者	「修了(見込み)証明書」	「成績証明書」	—
オ	高等学校卒業程度認定試験合格(見込み)者	—	a 及び b いずれも提出 a.「合格成績証明書」又は「合格見込成績証明書」 b.「高等学校卒業程度認定試験成績計算書」(様式ホ)	※高等学校等で単位を修得したことにより免除を受けた科目がある場合、その単位を修得した高等学校等の「成績証明書」(原本)も併せて提出してください。 ※知識及び技能に関する審査(技能審査)に合格したことにより免除を受けた科目がある場合、当該試験の「合格証明書」(写し)も併せて提出してください。
カ	在外教育施設(高等部)修了者	「修了証明書」	「成績証明書」	—
キ	日本の高等学校等に相当する外国の教育制度による課程修了(見込み)者	a 及び b いずれも提出 a.「修了(見込み)証明書」 b.「高校卒業及び大学入学資格に関する確認書」(様式ロ)	「成績証明書」	—

⑮ 推薦状【推薦状提出フォームから提出】

卒業(修了)又は卒業(修了)見込みの高等学校等の長からの推薦状、又は第3学年を修了(見込み)の高等専門学校長からの推薦状を提出してください。

※応募者は、日本語又は英語での作成を依頼してください。

※推薦状は、推薦者が推薦状提出フォームから作成・提出します。

※高等学校卒業程度認定試験合格(見込み)者の場合、推薦状の提出は不要です。

4. 提出の際の注意事項

- (1)各書類は所定の台紙と併せ、機構の指定するファイル名でアップロードしてください。
- (2)書類の提出条件に該当しない場合は、台紙に「該当しない」旨を記載し、台紙のみアップロードしてください。また⑭⑮等、推薦状提出フォームや郵送等で提出する場合も、台紙にその旨記載した上、台紙のみアップロードしてください。機構の指定するファイル名で①～⑮が揃っていない場合、応募書類提出は受け付けられません。
- (3)在籍又は卒業高等学校等に作成や準備を依頼するものうち⑭⑮について
 - ・推薦状提出フォームは、応募者が応募書類を提出する学位応募システムとは異なります。
 - ・⑭⑮は高等学校等が推薦状提出フォームから直接提出します。提出方法は、応募者の事前登録完了後通知します。
 - ・在籍又は卒業高等学校等に、応募者の事前登録後に「選考管理番号」が受付センターから発行された後に依頼してください。
 - ・⑭については、やむを得ない場合、応募者または高等学校等が直接受付センターに郵送することも可能です。この場合に限り、原本を厳封の状態で、Xの第3項「応募書類等提出先及び本件照会先」に郵送等で提出してください。郵送の際は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で、封筒の表に朱書きで「海外留学支援制度(学部学位取得型)応募書類在中」と記載して郵送等で提出してください。
 - ・⑭⑮の提出状況について、電話やメールでの到着確認は一切受け付けません。推薦者には、推薦状等の提出が完了すると即日メールが配信されます。応募者には、推薦者から提出された書類が、確実に応募者の書類であることが受付センターで確認でき次第、学位応募システム上で提出状況が確認できるようになります。
 - ・いずれの応募書類も、持参による提出は認めません。
- (4)締め切り前は応募が集中しますので、なるべく9月中に応募してください。
- (5)必要書類の欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、審査の対象となりません。また、一旦受理した後の差し替え及び訂正は認めません。

5. 応募書類の提出期間

2024年9月17日(火)～10月10日(木)13時(日本時間)必着(発送物は10月10日(木)必着)

※提出期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても応募書類は受理しません。

※受理した応募書類は返却しません。

※日本国内外問わず、高等学校等からの⑭⑮提出(推薦状提出フォームを通じた提出)は、上記の日程通りの受け付けとなります。

VIII 審査方法

1. 第一次審査

応募書類に基づき、書面審査を実施します。

書面審査の結果は、2025年1月上旬を目途に、応募者(全員)宛に学位応募システム上で通知します。

2. 第二次審査

第一次審査(書面審査)の合格者に対してのみ、面接審査を実施します。

(1) 面接日程

2025年1月25日(土)又は1月26日(日)のいずれか1日

※面接の日時は書面審査の合格者宛に学位応募システム上で通知します。なお、面接日時の変更はできません。

(2) 実施方法

オンラインで実施を予定

(3) オンライン面接について

オンライン面接に必要な設備(パソコン、ヘッドフォン、マイク及びカメラ)や通信環境等は応募者が準備してください。

オンラインでの面接にあたり審査中の録音・録画や他所への中継をしないこと、事前作成のメモやインターネット検索、第三者の関与を利用しないこと等、機構が定める環境下で面接を受け、不正行為をしないことに関して事前に同意書を提出していただきます。同意書の内容に反した場合は不合格となり、支援開始後に不正が発覚した場合は、支給済みの奨学金は全額返納となります。

(4) 特別な配慮の希望

病気・負傷や障害等のために、面接試験受験時に特別な配慮を希望する場合は、早めに受付センターにご連絡ください。ただし、希望する配慮の内容によっては、医師の診断書等、配慮の根拠となる資料が必要な場合及び対応できない場合がありますのでご了承ください。

3. 採否結果

派遣学生としての採否結果は、2025年3月上旬を目途に、面接審査を行った者宛に学位応募システム上で通知します。

4. その他

本制度は、採否結果の理由に関する問い合わせには応じかねます。

※採用後に留学先大学等による再審査を申請した場合も含まれます。

IX 採用後の重要事項

1. 採用登録

派遣学生として採用された者は、2025年3月19日(水)までに、採用者登録及び以下の書類(所定様式)を機構に提出してください。

・誓約書

(注)未成年の場合は、採用にあたり親権者の同意が必須です。

2. 事前オリエンテーション

採用者を対象に事前オリエンテーションを実施します。

・実施日:2025年3月予定

・場所:オンラインによる実施を予定

3. 各種報告書等の提出

(1) 支援期間開始から終了までの各種報告

派遣学生は支援期間中、所定の様式により、定期的に学修状況を機構に報告する必要があります。

例:毎月の学修報告書、毎学期終了時の留学状況報告書及び成績証明書、年に1回の派遣学生状況調査。

大学入学準備コース修了時には、大学入学準備コース修了証の写しや、留学成果報告書及び成績証明書を機構に提出してください。

(2) 支援終了後の報告

支援終了後1か月以内に学位記の写しや留学成果報告書(所定様式)及び成績証明書を提出する必要があります。

フォローアップの一環として、支援期間終了後5年間は、年1回行う派遣学生状況調査に必ず回答してください。

それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、対応してください。

(注)大学入学準備コースや学士課程を修了できず、本制度による支援が終了する場合にも、報告書類を提出する必要があります。

4. 採用の取り消し

派遣学生が、次の事項に該当した場合は、派遣学生としての採用を取り消し、既に奨学金等を支給している場合にあっては、奨学金等の全部又は一部を返納させることがあります。

- ① IV項に掲げる要件を備えなくなったとき
 - ② VIIの第3項に定める応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき(応募者本人が作成すべき書類を本人が作成していないことが判明した場合を含む)
 - ③ 2026年3月末までに申請書類に記入した第1希望～第4希望までの大学に入学しないとき(再審査を受けて第5希望～第8希望の大学に変更することが認められた場合を除く)
 - ④ IXの第1項により提出された誓約書に違反する行為があったと認められるとき
 - ⑤ IXの第3項により提出された留学状況報告書等に基づき、機構若しくは派遣学生本人が、学位取得又は学修活動の遂行の可能性がないと判断したとき
 - ⑥ 派遣学生としての責務を怠り、派遣学生として適当ではないと機構が判断したとき
 - ⑦ その他、上記以外の事項により支援の終了が適当であると認められたとき
- なお、大学入学準備コース修了後、翌学期に速やかに学士課程に入学しない場合は、本制度による支援を終了します。

5. 支給の休止

派遣学生が次の事項に該当した場合、機構は奨学金等の支給を休止します。また、当該期間に既に機構が奨学金等を支給している場合は、奨学金等を返納させることがあります。

- ① 支援期間開始時又は支援期間中に、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報のうち「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に渡航する又は留学している場合
ただし、レベル2の場合に限り、渡航に係る誓約書等の提出により、状況を確認したうえで支援を認めることがあります。
- ② その他、後日掲載予定の「手続の手引」に定められた支給要件を満たさない場合

X その他

1. 留学中の安全管理

派遣学生は各自で事前に留学等に関する情報収集に努めてください。留学の際には、現地の安全情報や感染症情報に十分注意してください。留学に関する情報収集の手段として、機構のホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報や感

感染症情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難(感染症を含む。)と認められる場合は、機構が留学の中止・延期又は帰国を要請し、派遣学生への支援を見合わせる場合があります。機構の指示があった場合は速やかに応じてください。また、留学の中止・延期又は帰国に伴い発生する違約金、追加費用等については、派遣学生が負担することとなります。

留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、機構は費用の負担や現地でのサポートを行わないので、必ず留学先国(地域)や留学先大学で指定された保険や海外旅行保険等に加入してください。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

「海外留学情報サイト」URL: <https://ryugaku.jasso.go.jp/>

[海外安全情報照会先]

○外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○領事サービスセンター 海外安全相談班

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL :03-3580-3311(内線 2902、2903)

ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

[在留届の提出について]

3か月以上外国に留学する日本人は、現地に到着後、住まいを管轄する日本の大使又は総領事館(在外公館)に在留届を提出することになっています。在留届を提出すると、在外公館から現地の治安情勢など、最新の情報が入手できるほか、事件、事故、災害の時に必要な情報が日本語で確認できます。万一、事件などに巻き込まれた場合、素早い支援を受けられます。また、在留届を提出する際、家族のメールアドレスもあわせて登録すると、在外公館から同じ情報が得られます。

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>



2. 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、本制度実施のために利用します。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供します。その他、この利用目的の適正な範囲において、高等学校等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用しません。

出身の高等学校等名の情報については、個人が特定できない形で、機構のホームページ等で公表することがあります。

3. 応募書類等提出先及び本件照会先

「海外留学支援制度(学位取得型)受付センター」

(受託者)株式会社コスモピア

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目 1 番 8 号 麴町市原ビル 2F 株式会社コスモピア内

E-mail: ryugakushien_jasso@cosmopia.jp

電話: 03-6380-9612 (平日 10 時 00 分～18 時 00 分)

4. 留学先地域による奨学金月額(別紙1)
5. 日本において、高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧(別紙2)
6. 各語学能力試験のCEFRとの対応表(別紙3)

留学先地域による奨学金月額

	国・地域コード	国・地域名	区分	単価(円)
アジア	100	台湾	H	124,000
	101	バングラデシュ	H	124,000
	102	ブータン	H	124,000
	103	ブルネイ	D	224,000
	104	カンボジア	H	124,000
	105	中国	F	174,000
	106	香港	B	282,000
	107	インド	H	124,000
	108	インドネシア	H	124,000
	109	大韓民国	F	174,000
	110	ラオス	H	124,000
	111	マカオ	B	282,000
	112	マレーシア	D	224,000
	113	モンゴル	H	124,000
	114	ミャンマー	H	124,000
	115	ネパール	H	124,000
	116	パキスタン	H	124,000
	117	フィリピン	H	124,000
	191	シンガポール	A	326,000
	119	スリランカ	H	124,000
	120	タイ	H	124,000
	121	ベトナム	H	124,000
	123	東ティモール	H	124,000
	124	モルディブ	H	124,000
中南米	201	アルゼンチン	H	124,000
	202	ボリビア	H	124,000
	203	ブラジル	H	124,000
	204	チリ	D	224,000
	205	コロンビア	H	124,000
	206	コスタリカ	H	124,000
	207	キューバ	H	124,000
	208	ドミニカ共和国	H	124,000
	209	エクアドル	H	124,000
	210	エルサルバドル	H	124,000
	211	グアテマラ	H	124,000
	212	ホンジュラス	H	124,000
	213	ジャマイカ	D	224,000
	214	メキシコ	H	124,000
215	ニカラグア	H	124,000	
216	パナマ	H	124,000	
217	パラグアイ	H	124,000	
218	ペルー	H	124,000	

	国・地域コード	国・地域名	区分	単価(円)
中南米	219	トリニダード・トバゴ	H	124,000
	220	ウルグアイ	H	124,000
	221	ベネズエラ	H	124,000
	222	ハイチ	H	124,000
中近東	301	バーレーン	A	326,000
	303	イラン	G	168,000
	304	イラク	G	168,000
	305	イスラエル	A	326,000
	306	ヨルダン	G	168,000
	307	クウェート	G	168,000
	308	レバノン	G	168,000
	309	オマーン	C	268,000
	310	カタール	A	326,000
	311	サウジアラビア	G	168,000
	312	シリア	G	168,000
	313	トルコ	G	168,000
	314	アラブ首長国連邦	A	326,000
	315	イエメン	G	168,000
	316	パレスチナ	G	168,000
317	アフガニスタン	G	168,000	
アフリカ	401	アルジェリア	H	124,000
	402	カメルーン	H	124,000
	403	コンゴ共和国	H	124,000
	404	コートジボワール	H	124,000
	405	エジプト	H	124,000
	406	エチオピア	H	124,000
	407	ガボン	H	124,000
	408	ガーナ	H	124,000
	409	ギニア	H	124,000
	410	ケニア	H	124,000
	411	リベリア	H	124,000
	412	リビア	H	124,000
	413	マダガスカル	H	124,000
	414	モーリタニア	H	124,000
	415	モロッコ	H	124,000
	416	ナイジェリア	H	124,000
	417	セネガル	H	124,000
	418	南アフリカ	H	124,000
	419	スーダン共和国	H	124,000
	420	タンザニア	H	124,000
	421	チュニジア	H	124,000
	422	コンゴ民主共和国	H	124,000
	423	ザンビア	H	124,000
	424	ジンバブエ	H	124,000

	国・地域コード	国・地域名	区分	単価(円)
アフリカ	425	チャド	H	124,000
	426	ウガンダ	H	124,000
	427	ボツワナ	H	124,000
	428	南スーダン共和国	H	124,000
	429	シエラレオネ	H	124,000
	430	モザンビーク	H	124,000
	431	ベナン共和国	H	124,000
	432	ガンビア	H	124,000
	433	ナミビア	H	124,000
	434	ニジェール	H	124,000
	435	マラウイ	H	124,000
	436	ジブチ	H	124,000
	437	ルワンダ	H	124,000
	438	ブルンジ	H	124,000
	439	レソト	H	124,000
北米	501	カナダ	A	326,000
	502	アメリカ合衆国	A	326,000
オセアニア	601	オーストラリア	B	282,000
	602	ニュージーランド	B	282,000
	603	パプアニューギニア	H	124,000
	604	パラオ	H	124,000
	605	マーシャル諸島	H	124,000
	606	ミクロネシア	H	124,000
	607	フィジー諸島	H	124,000
	608	キリバス	H	124,000
	609	ナウル	H	124,000
	610	ソロモン諸島	H	124,000
	611	トンガ	H	124,000
	612	ツバル	H	124,000
	613	バヌアツ	H	124,000
	614	サモア	H	124,000
	615	クック諸島	H	124,000
	616	ニウエ	H	124,000
	617	トケラウ諸島	H	124,000
	618	ニューカレドニア	H	124,000
ヨーロッパ	701	アルバニア	H	124,000
	702	オーストリア	G	168,000
	703	エストニア	H	124,000
	704	ラトビア	H	124,000
	705	リトアニア	H	124,000
	706	ベルギー	G	168,000
	707	ブルガリア	H	124,000
	708	ベラルーシ	H	124,000
	709	カザフスタン	F	174,000

	国・地域コード	国・地域名	区分	単価(円)	
ヨーロッパ	710	ウクライナ	H	124,000	
	711	ウズベキスタン	H	124,000	
	712	クロアチア	H	124,000	
	713	チェコ	H	124,000	
	714	デンマーク	C	268,000	
	715	フィンランド	C	268,000	
	716	フランス	G	168,000	
	717	ドイツ	G	168,000	
	718	ギリシャ	G	168,000	
	719	ハンガリー	F	174,000	
	720	アイスランド	G	168,000	
	721	アイルランド	A	326,000	
	722	イタリア	G	168,000	
	723	ルクセンブルク	G	168,000	
	724	マルタ	E	218,000	
	725	北マケドニア	H	124,000	
	726	オランダ	C	268,000	
	727	ノルウェー	G	168,000	
	728	ポーランド	H	124,000	
	729	ポルトガル	G	168,000	
	730	ルーマニア	H	124,000	
	731	ロシア	H	124,000	
	732	スロバキア	H	124,000	
	733	スロベニア	H	124,000	
	734	スペイン	G	168,000	
	735	スウェーデン	C	268,000	
	736	スイス	G	168,000	
	737	英国	A	326,000	
	738	セルビア	H	124,000	
	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ	H	124,000	
	740	キルギス	H	124,000	
	741	タジキスタン	H	124,000	
	742	モンテネグロ	H	124,000	
	743	アゼルバイジャン	H	124,000	
	744	リヒテンシュタイン	G	168,000	
	745	ジョージア	H	124,000	
	746	アルメニア	H	124,000	
	747	コソボ	H	124,000	
	748	トルクメニスタン	H	124,000	
	749	モルドバ	H	124,000	
	750	キプロス	E	218,000	
	その他	000	その他	H	124,000

日本において、高等学校相当として文部科学省が指定した外国人学校一覧

学校名	所在する都道府県
インスチツート・エドゥカレ(名称変更前のエスコーラ・ピンゴ・デ・ジェンテを含む。)	茨城県
エスコーラ・エ・クレシエ・ド・グルーポ・オピソン	茨城県
インスチツート・エドカシヨナル・ジェンテ・ミウーダ	群馬県
インスチツート・エドカシヨナル・セントロ・ニッポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ	群馬県
エスコーラ・パラレロ各種学校(名称変更前のエスコーラ・パラレロ 太田校を含む。)	群馬県
伯人学校イーエーエス太田(名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 太田校を含む。)	群馬県
エスコーラ・インテルクートウラウ・ユニフィカーダ・アルコ・イリス	埼玉県
各種学校インスチツト エドゥカシオナル ティー・エス レクレアソン	埼玉県
コロンビア・インターナショナルスクール	埼玉県
インディア・インターナショナル・スクール・イン・ジャパン	東京都
インドネシア学校東京	東京都
エベレストインターナショナルスクールジャパン(令和3年4月15日以降に当該課程を修了した者に限る。)	東京都
カナディアン・インターナショナルスクール	東京都
グローバルインディアンインターナショナルスクールジャパン	東京都
東京韓国学校中・高等部(名称変更前の東京韓国学校を含む。)	東京都
東京国際フランス学園(名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウ及びリセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京 柳北校を含む。)	東京都
東京中華学校	東京都
東京横浜独逸学園	神奈川県
横浜中華学院	神奈川県
アルプス学園(名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 山梨校を含む。)	山梨県
コレージオ・エ・クレシエ・サウ・エ・ルス	長野県
長野日伯学園(名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 長野校を含む。)	長野県
コレージオ・イザキ・ニュートン	岐阜県
セントロ・エドカシヨナル・ノヴァ・エターパ	岐阜県
ソシエダーデ・エドカシヨナル・ブラジリアン・スクール	岐阜県
HIRO 学園 エスコーラ ブラジレイラ プロフェソール カワセ(名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセを含む。)	岐阜県
エスコーラ・アウカンセ	静岡県
エスコーラ・ノヴァ・エラ	静岡県
エスコーラ・ブラジル(名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツを含む。)	静岡県
学校名	所在する都道府県

セントロ・エドカシヨナル・イ・プロフィシオナリザンチ-CEP ブラジル	静岡県
伯人学校イーエーエス浜松(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 浜松校を含む。)	静岡県
ムンド・デ・アレグリア学校(ブラジル課程に限る。)	静岡県
エスコーラ・サンパウロ	愛知県
エスコーラ・ネクター	愛知県
コレージョ・ブラジル-ジャポン・プロフェソール・シノダ	愛知県
伯人学校イーエーエス豊田(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊田校を含む。)	愛知県
伯人学校イーエーエス豊橋(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 豊橋校を含む。)	愛知県
伯人学校イーエーエス碧南(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 碧南校を含む。)	愛知県
ニッケン学園	三重県
伯人学校イーエーエス鈴鹿(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 鈴鹿校を含む。)	三重県
日本ラチーノ学院(名称変更前のコレージョ・ラティーノ・デ・シガを含む。)	滋賀県
伯人学校イーエーエス碧南(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 碧南校を含む。)	愛知県
ニッケン学園	三重県
伯人学校イーエーエス鈴鹿(名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 鈴鹿校を含む。)	三重県
日本ラチーノ学院(名称変更前のコレージョ・ラティーノ・デ・シガを含む。)	滋賀県
ムンド・デ・アレグリア学校(ペルー課程に限る。)	静岡県

(令和4年2月 15 日現在)

出典 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314/003.htm

※最新版のリストについては各自確認すること。

各語学能力試験の CEFR との対応表

言語	試験名	B2	C1	C2
英語	TOEFL iBT	Overall 72-94	Overall 95-113	Overall 114~120
英語	IELTS Academic Module	5.5-6	6.5-7.5	8-9
フランス語	DELF・DALF	DELF B2	DALF C1	DALF C2
フランス語	TCF	400-499 (10-13/20)	500-599 (14-17/20)	600- 699 (18-20/20)
ドイツ語	Goethe Institut, Goethe Zertifikat	B2	C1	C2
ドイツ語	Test DaF	TDN3	TDN4, TDN5	-
ドイツ語	DSH	DSH1	DSH2	DSH3
オランダ語	CNaVT	Educatief (STRT) - B2 / Professioneel (PROF) - B2	Educatief Professioneel (EDUP) - C1	-
スペイン語	DELE	DELE B2	DELE C1	DELE C2
スペイン語	SIELE	Level B2	Level C1	-
イタリア語	CILS	CILS DUE B2	CILS TRE C1	CILS QUATTRO C2
イタリア語	CELI	CELI3	CELI4	CELI5
イタリア語	PLIDA	PLIDA B2	PLIDA C1	PLIDA C2
ロシア語	ТРКИ	Level 2	Level 3	Level 4
中国語	漢語水平考試 (HSK)	4 級	5 級	6 級
中国語	台湾華語 (中国語) 能力検定試験 (TOCFL)	高階級 (Level 4)	流利級 (Level 5)	精通級 (Level 6)
韓国語	韓国語能力試験 (TOPIK)	4 級	5 級	6 級